

規制・制度改革に関する分科会
第1ワーキンググループ第5回会合

経済産業省 説明資料

～航空機製造事業法の適用基準の見直しについて

平成24年3月19日

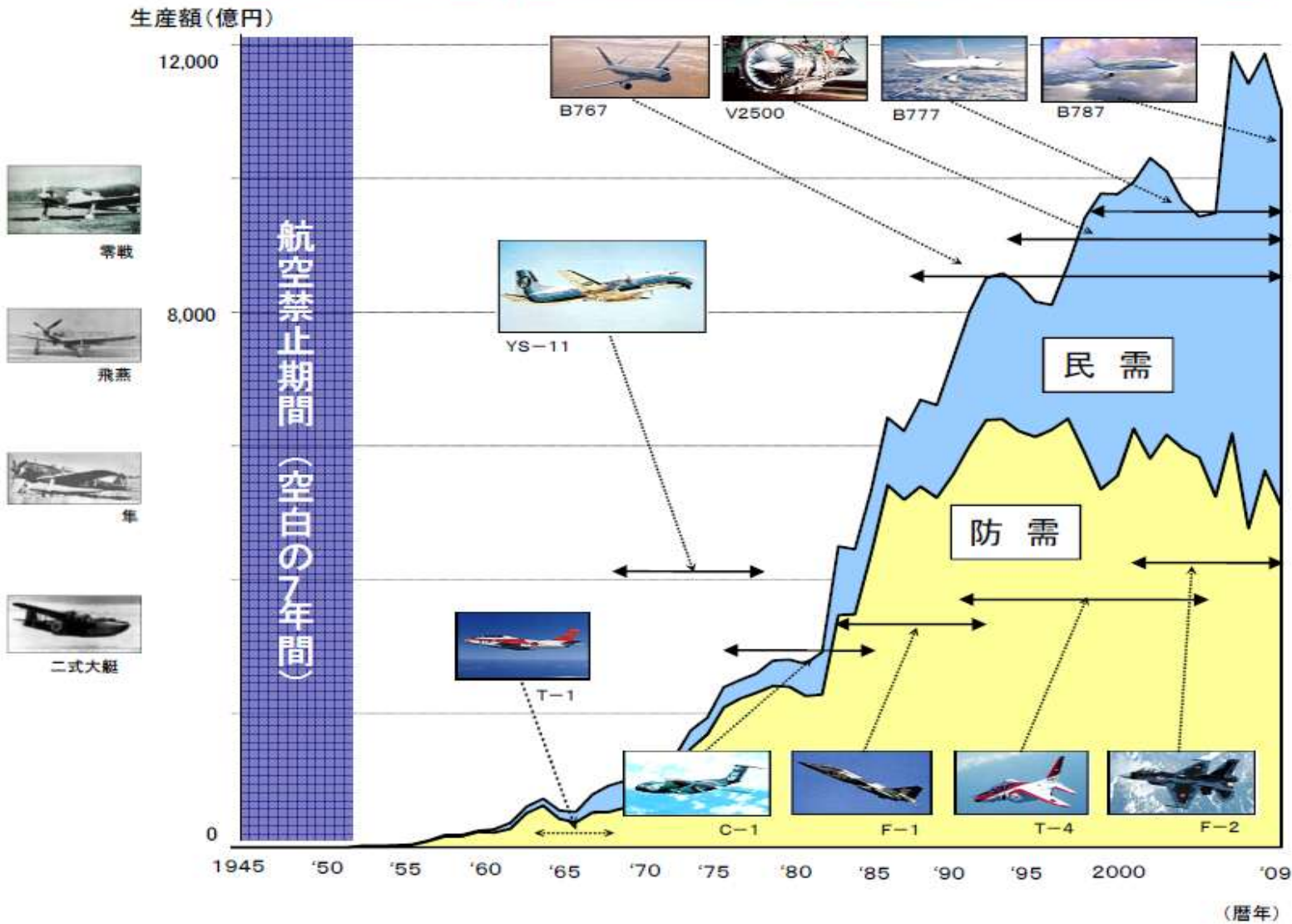
経済産業省

我が国航空機産業の歩み

①大戦前後

②国産機開発

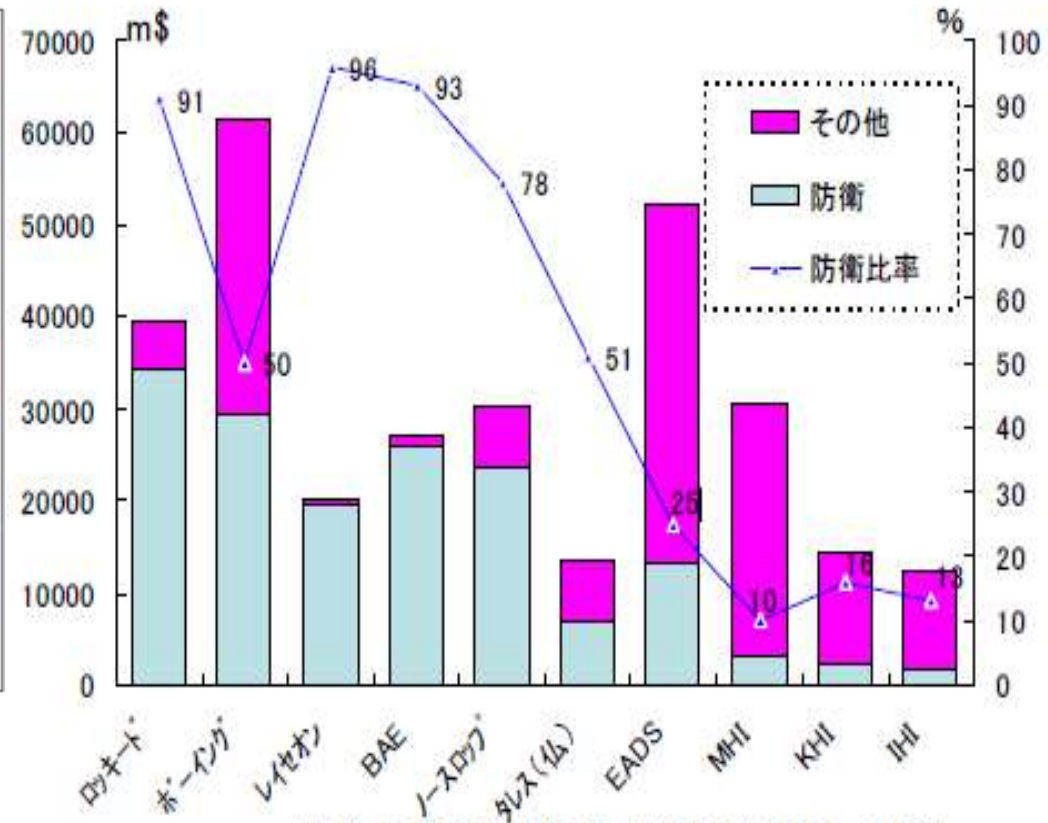
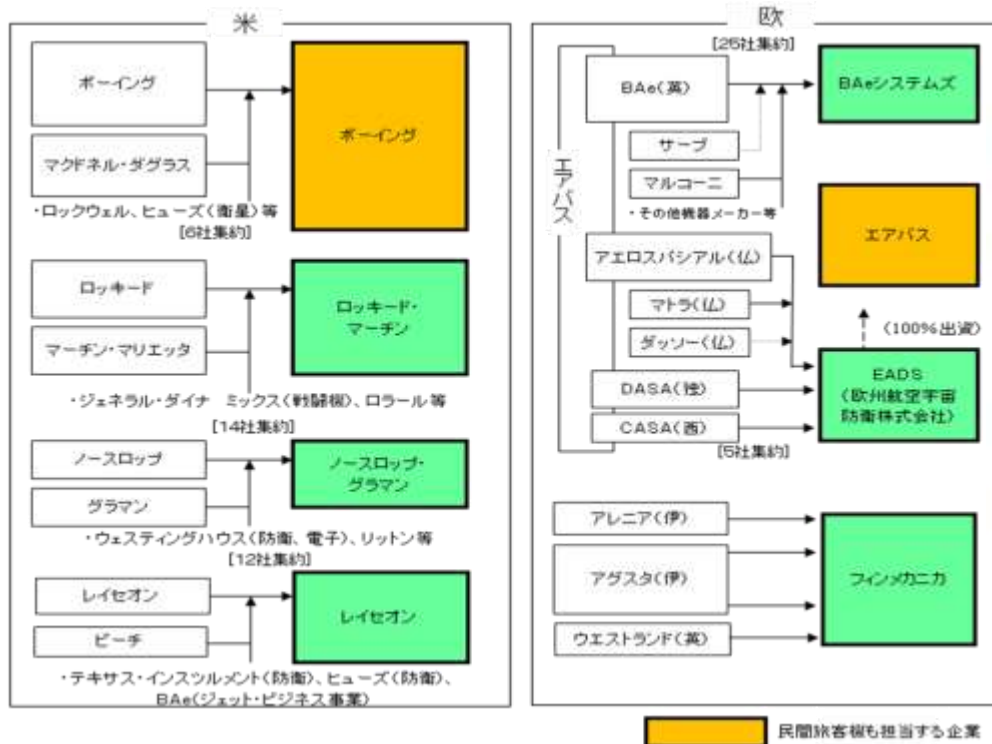
③国際共同開発



1兆854億円(2009年度)
民需:54%、防需:46%

世界の航空機・防衛産業の再編

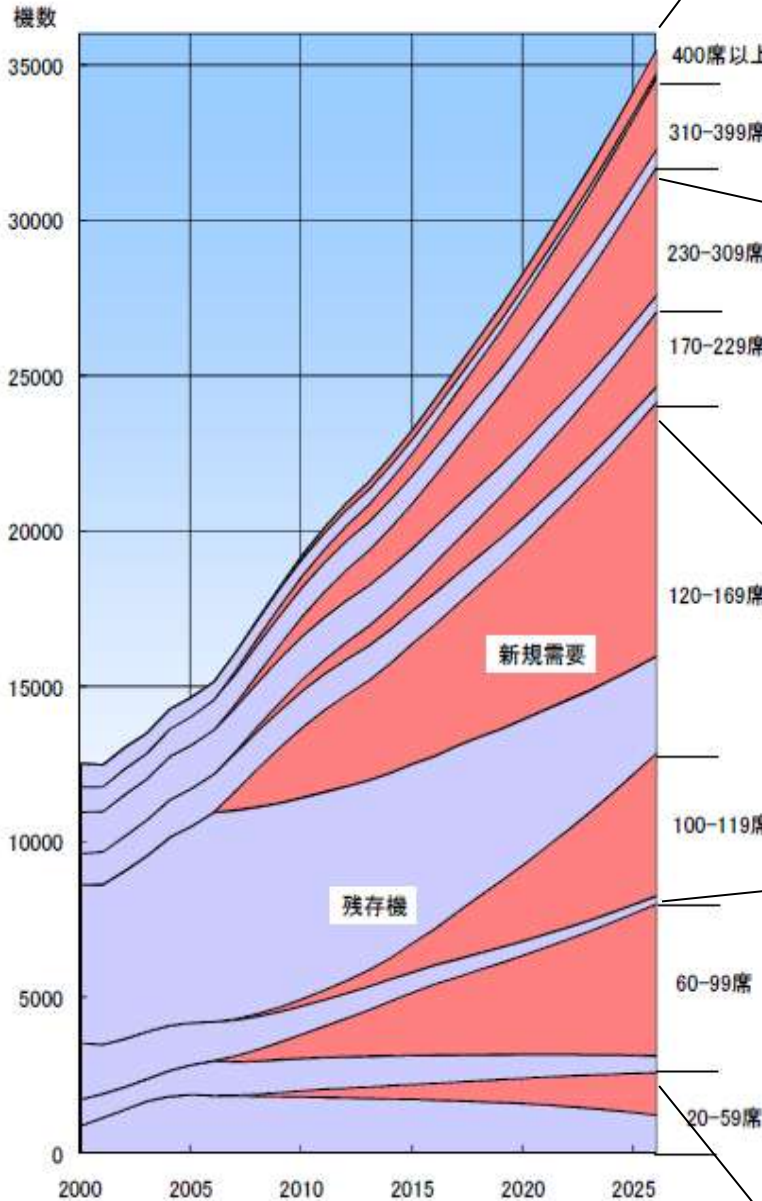
世界の防衛産業の売上額の状況



出典: 有価証券報告書、軍事研究2007. 9月号

世界の民間機市場

ジェット機の運航機材構成予測



ボーイング 747
(400-500席)
CF6(GE)
PW4000(P&W)
RB211(RR)

エアバス A380
(500-650席)
GP7000(エンジンアライアンス)
Trent900(RR)

ボーイング 747-8
GEEx(ゼネラルエレクトリック社)

ボーイング 777
(300-370席)
日本分担比率: 21%
GE90(GE)
PW4000(P&W)
Trent800(RR)

ボーイング 777後継機

GE90
ゼネラルエレクトリック社

ボーイング 767
(180-250席)
日本分担比率: 15%

エアバス A330
(220-300席)
CF6(GE)
PW4000(P&W)
Trent700(RR)

ボーイング 787
(210-250席)
日本分担比率: 35%
Trent1000(RR)
GEEx(GE)

エアバス A350
(270-350席)
TrentXWB(RR)

CF6(GE)、PW4000(P&W)、Trent700(RR) → GEEx(ゼネラルエレクトリック社) 日本分担比率: 15%

Trent1000(ロールスロイス社) 日本分担比率: 15%

ボーイング 737
(130-190席)
CFM56(CFM)

エアバス A320
シリーズ
(110-190席)
CFM56(CFM)
V2500(IAE)

ボーイング 737MAX
Leap-1B(CFM)

エアバス A320neo
PW1100G-JM(P&W、JAEC、MTU)
Leap-X(CFM)

V2500エンジン
インターナショナル・エアロ・エンジンズ
日本分担比率: 23%

PW1100G-JM(P&W、JAEC、MTU) 日本分担比率: 23%

Iruiut MS-21
(150席-212席)
PW1000G(P&W)

COMAC C919
(156-168席)
LeapX(CFM International)

CF34-8
CF34-10
ゼネラルエレクトリック社
日本分担比率: 30%

ボンバルディア CRJシリーズ
PW1000G(P&W)

MRJ/Cシリーズ用
PW1000Gエンジン

ホンバルディア CRJ700/900
(70-90席) CF34-8(GE)

インフラール ERJ170/190
(70-110席) CF34-8、-10E(GE)

スホーイ Superjet 100
(80-100席) SaM146(Power Jet)

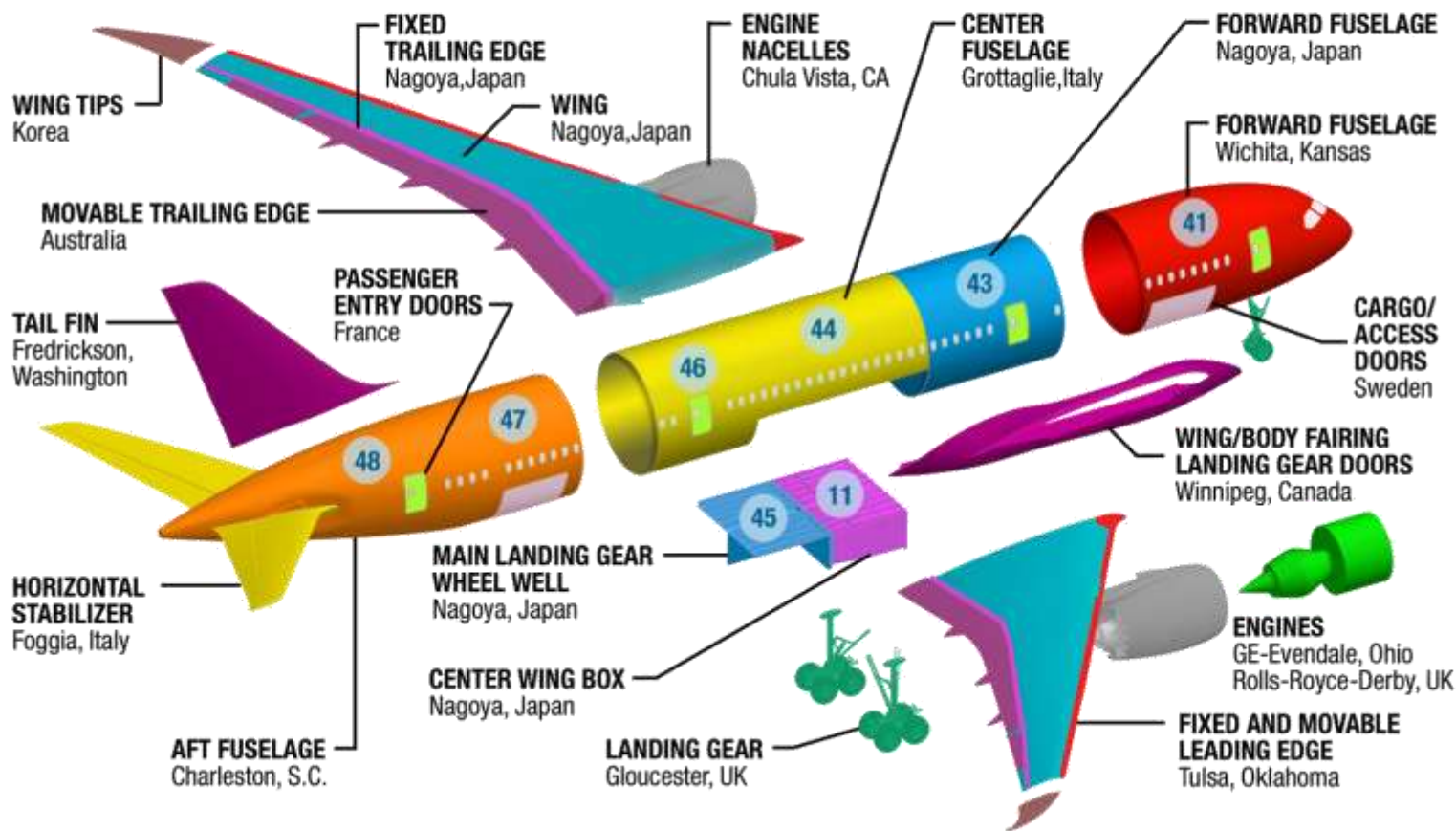
COMAC ARJ21
(80-100席) CF34-10A(GE)

三菱航空機 MRJ(70-90席)
PW1000G(P&W)

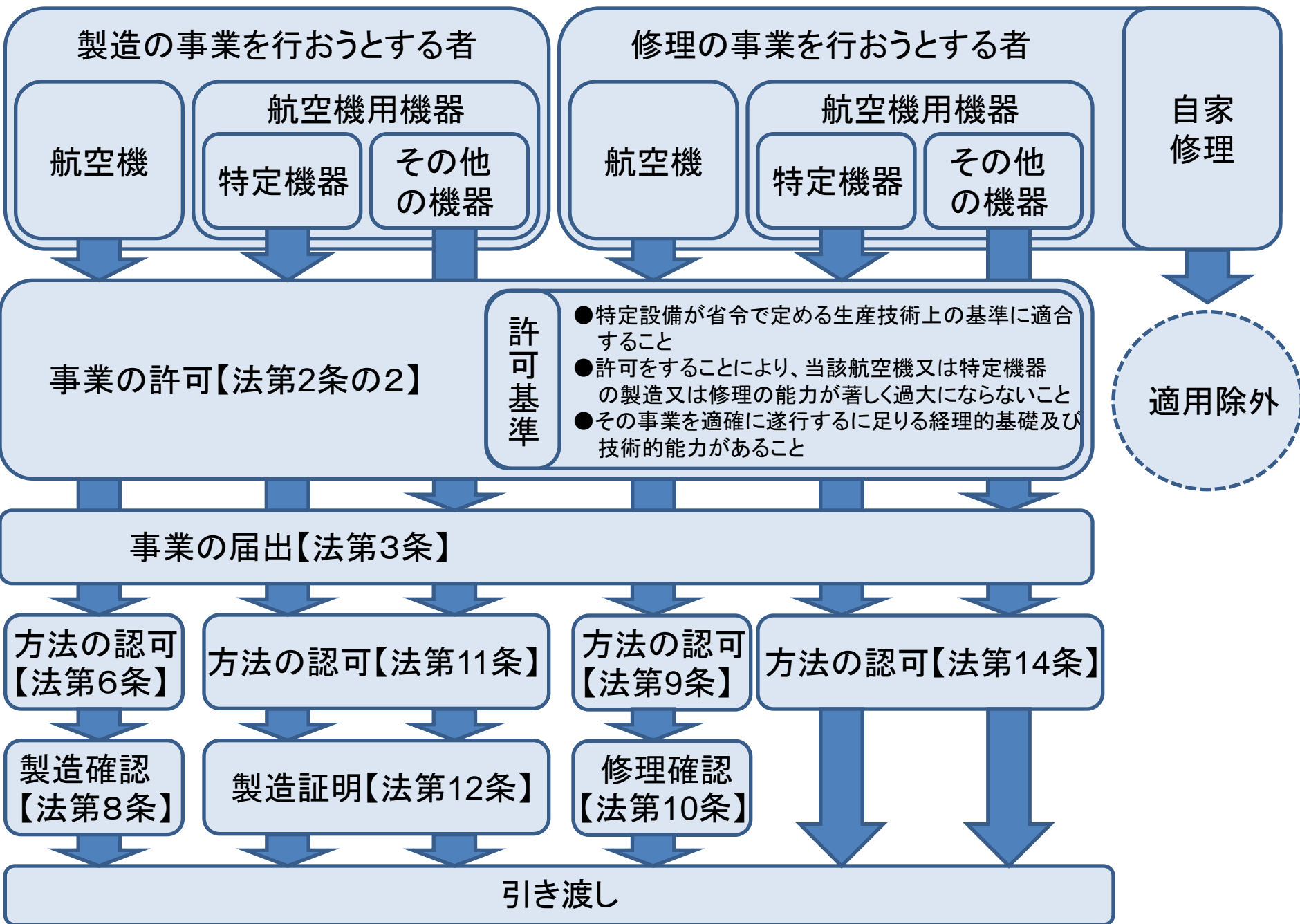
ボーイング787の製造分担について

THE COMPANIES

U.S.	CANADA	AUSTRALIA	JAPAN	KOREA	EUROPE
Boeing	Boeing	Boeing	Kawasaki	KAL-ASD	Messier-Dowty
Spirit	Messier-Dowty		Mitsubishi		Rolls-Royce
Vought			Fuji		Latecoere
GE					Alenia
Goodrich					Saab



航空機製造事業法の概要



航空機製造事業法と航空法の適用関係について

- 航空機製造事業法は、防衛省機・民間機等について、製造及び修理の生産技術の向上を図る観点から、事業者毎・事業区分毎に技術水準の確認等を実施。
- 航空法は、航空機の運航に関する安全確保等の観点から、民間機の各機体について、耐空性能に関する検査や修理改造検査等を実施するとともに、その簡略化のための手段として、型式毎に型式証明や事業場認定を実施。
- 民間機に対する製造・修理の一部については、両法がそれぞれの別の観点から規制。

航空法

民間機について、
機体・型式毎に、
製造・修理の安全性等を確認

【法第10条第4項】

航空機製造事業法

型式毎の
適切な
製造・修理

防衛省機・民間機等について、
事業者毎・事業区分毎に、
技術水準等を確認

【法第2条の5】

航空機製造事業法の適用除外の対象について（第2条の2）

1. 航空運送事業者及び航空機使用事業者の自家修理

(1) 航空運送事業者・・・他人の需要に応じて航空機を使用し、有償で旅客又は貨物を運送する事業を行う者

○航空法の規制
○自家使用の機体

(2) 航空機使用事業者・・・他人の需要に応じて航空機を使用し、有償で旅客又は貨物の運送以外の事業を行う者

2. これに準ずるもの

新聞社等の自家修理

3. 軽微な修理

複雑な工作を伴わない部品の交換または各部の調整

○特定設備の不使用

①航空運送事業者の分社子会社である場合

かつ

②航空法に基づく事業場認定を取得している場合

かつ

③親会社から航空機や装備品の整備を受託する場合

航空機部品の品質管理体制の改善に向けた対応の例

News Release



平成23年11月25日

三菱重工業(株)に対する厳重注意及び指示について

本年6月20日、三菱重工業(株)より、航空機用部品の一部生産工程が社内規程に適合しない形で行われていたとの報告があり、その後の報告徴収及び立入検査の結果、同社が、過去顧客からの技術要求等に従っていなかったこと等が認められました。

このため、経済産業省は、本日(11月25日)、同社に対して、厳重に注意するとともに、再発防止策に関する定期的な報告等を指示しました。

1. 本年6月20日、三菱重工業(株)より、同社における航空機部品の一部生産工程が社内規程に適合しない形で行われていたとの報告がありました。
2. このため、同年6月24日、経済産業省は航空機製造事業法に基づく報告徴収命令を行うとともに(同社は同年7月11日付け、9月16日付け及び11月17日付けで報告)、本年10月19日から21日までの間、立入検査を実施しました。
3. この結果、生産管理体制・品質管理体制の不備等により、同社が、過去に顧客からの技術要求等に従っていなかったこと等が認められたことから、本日(11月25日)、経済産業省は同社に対し、別添のとおり厳重に注意するとともに、再発防止策の検討・実施とその進捗の定期的な報告を指示しました。

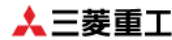
(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局航空機武器宇宙産業課長 近藤

担当者：岩松、伊藤

電 話：03-3501-1511 (内線3841~3843)

03-3501-1692 (直通)



この星に、たしかな未来を

□ 文字サイズを大きくするには

検索

[HOME](#)
[三菱重工グループ](#)
[MHI Global](#)
[サイトマップ](#)
[お問い合わせ](#)

製品情報

技術情報

企業情報

株主・投資家の皆様へ

CSRへの取り組み

採用情報

[HOME](#) > [重要なお知らせ](#) > 航空機部品の生産・品質管理改善に係る経済産業省からの厳重注意について

2011年11月25日

三菱重工業株式会社

航空機部品の生産・品質管理改善に係る経済産業省からの厳重注意について

別にご報告のとおり、弊社にて製造中の各種航空機部品で製造過程の一部作業が規定通りに行われていなかったことに関し、国土交通省並びに防衛省から厳重注意を受けるとともに再発防止状況について報告するよう指示を受けておりますが、このたび経済産業省からも厳重注意および再発防止状況を定期的に報告するよう指示がありましたので、ご報告いたします。

弊社としては厳重注意を受けたことを重く受け止めるとともに、規定違反を未然に防止できる体制を構築し、再発防止および信頼回復に全力で取り組んでまいります。

このような事態を発生させ、お客様および関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

以 上

[* ページのトップへ戻る](#)
[個人情報保護方針](#)
[サイトのご利用条件](#)

Copyright © 1994-2012, MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD. All Rights Reserved.
当サイトに関するあらゆる著作物・知的財産は三菱重工業株式会社に帰属します。